

# 公益財団法人大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 令和4年度事業報告書

## 1 全般概要

令和3年度に引き続き新型コロナウイルス（COVID-19）のまん延により、令和4年度における協議会の事業は制約を受けたものの関係諸団体等の協力を得つつ広報誌の発行、大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭等の主要事業を整齊と実施できた。

### (1) 戦没者慰霊事業

#### ア 戦没者慰霊の思想の普及

前年度に引き続き戦没者慰霊の思想普及のため広報活動に努めた。

#### (ア) 広報誌「慰霊」の発行

協議会広報誌「慰霊」を4月、9月、1月と年間3回、各回1,400部発行した。特に編集においては、戦没者慰霊思想の普及啓蒙を重視して、大東亜戦争に至る歴史的な経緯及び各戦場において日本軍将兵がいかによく戦ったかを紹介する等内容の充実に努めた。

頒布に当たっては、協議会参加諸団体及び会員に送付するほか、靖國神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、偕行文庫等において一般参集者の自由な持ち帰りに供する等、頒布範囲の拡大に努めた。

#### (イ) ホームページの活用

昨年度刷新したホームページについて、大東亜戦争メモランダムを引き続き発信するほか、掲載内容を逐次更新して年間を通じ、内容改善に努めた。

#### (ウ) 洗心懇談会への参加

靖國神社の主催により年間10回開催される洗心懇談会に参加し、戦没者慰霊広報活動に関する情報交換を行った。

なお、9月は当番団体として、靖國神社での開催に係る事務を行った。

#### イ 大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭の実施

令和4年7月9日（土）、靖國神社において協議会参加団体及び協力団体とともに、令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭を斎行した。

今年度は、首都圏所在の会員団体代表及び関係者64名（令和3年度33名）に参加者を限定、式典のみを斎行した。

しかしながら、慰霊諸団体会員を含め賛助会員へ在宅参拝を広く呼びかけたところ会員等123名（令和3年度123名）が希望し、式典参列者と併せて187名の名簿を参拝者名簿として祭文とともに奉納した。

#### ウ 慰霊諸団体の行う慰霊行事・活動への協力

前年に引き続き協議会参加団体を主体として慰霊諸団体が行う慰霊行事・活動に協力・支援した。

#### (ア) 慰霊諸団体が行う慰霊行事等への協力

慰霊諸団体が行う慰霊行事・活動に、役員参加又は玉串料、供花、慰霊電報等を贈り、慰霊の意を表した。

#### (イ) 慰霊諸団体連絡会議の開催

各団体代表による連絡会議を6月に計画したものの新型コロナウイルスの感染防止のため1月に延期することとしたが、まん延等防止重点措置が発令されたことにより実施できなかった。

## エ 戦没者遺骨収集・帰還事業

(ア) 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下、推進協会という。）に対する意見の提出  
理事会等において所要の意見を提出し、要望等の反映に努めた。

(イ) 推進協会による戦没者遺骨収集・帰還事業への要員派遣についての協力

新型コロナウイルスの世界的まん延により推進協会の行う戦没者遺骨収集・帰還事業は今年度国内事業（硫黄島における遺骨収集事業）のみとなった。

硫黄島遺骨収集派遣団に第1次派遣に1名派遣したものの硫黄島において新型コロナウイルス感染者が発生したことにより当該派遣は中止となった。第2次派遣以降年間を通じ3回、延べ3名を会員団体からの推薦を受け派遣した。

## (2) 戦没者慰霊に関連する事業

### ア 協議会組織基盤

正会員団体数は、39個団体、特別会員団体数は16個団体であり昨年と同数である。

### イ 協議会の運営基盤（財務基盤）の整備

会員団体の協力を得て各団体の広報誌等に賛助会員募集チラシの折り込みを依頼する等会員獲得のための努力を行ったものの賛助会員の新入会員は9名（昨年度10名）にとどまった。

年度末の賛助会員（賛助特別会員を含む。）は、720名（前年度末801名）であり、高齢・死亡による会員減少等について、対応の検討が必要である。（賛助特別会員は、前年度と同数6名である。）

## (4) 財産管理運用

### ア 基本財産の管理運用

年度当初保有していた外国債券（BARKLEY BANK FR債（保護預け先：大和証券））により満期保有目的債券として2,000万円を管理運用している。

### イ 特定資産の管理運用

#### (ア) 預貯金保有額

令和4年度末において預貯金 1,537,619円保有している。

#### (イ) 債券等の状況

国際復興開発銀行発行の外国債券（外貨（ロシアルーブル）建て）は令和4年9月に満期償還となった。

#### (ウ) 運用資金への組み入れ

令和4年度は「特定資産等取扱規程」と「慰霊安定化資金の適用事業」に基づく運用資金への組み入れはなかった。

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告書の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。